平成２４年（フ）第４８１８号
大阪府東大阪市宝持３丁目５番16号
債務者　関西クオリこと　菊田　　望
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１３号
大阪市浪速区恵美須東１丁目16番９号　ビジタル浪速12―403号
債務者　高野　裕子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１４号
大阪市浪速区恵美須東１丁目16番９号　ビジタル浪速12―403号
債務者　高野　　涼
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５３号
大阪市平野区喜連東３丁目２番４―203号
債務者　井﨑ミサヲ
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４０号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番５号　パーマリーハイツ102号
債務者　山下　雅之
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１６号
大阪府枚方市氷室台１丁目６番９号
債務者　大津　千波
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８７号
大阪府吹田市山田東３丁目３番10―105号
債務者　新井　哲浩
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３７号
大阪府枚方市走谷２丁目49番14号
債務者　多田　秀策
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番15―811号
債務者　粥川　茂弘
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７５号
大阪市西成区天下茶屋２丁目23番18―505号、前住所大阪市西成区花園南１丁目10番30号カルムノーサイド401号
債務者　荒木　　守
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８０号
大阪府摂津市別府２丁目５番３号、住民票上の住所大阪府大東市御領４丁目１番17号
債務者　新居　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８９号
大阪市住吉区大領４丁目４番16号
債務者　名免良啓子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２６６号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番１―410号
債務者　太田　　亨
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７２号
大阪市大正区小林西２丁目18番28号
債務者　浦田　純一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９１号
大阪府寝屋川市清水町９番12号
債務者　福田　詩乃
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０２号
大阪市西区千代崎２丁目21番13号　201、前住所大阪市西区千代崎２丁目22番22号
債務者　川﨑　竜男
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２１号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番１－２号、申立時の住所神戸市東灘区岡本９丁目６番30号西甲南レジデンス305号
債務者　梅木　由華
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部